

## 令和 3 年度 就学援助制度(早期 1)について

大阪市では、経済的な理由によって子どもたちの学習する権利が妨げられないように、教材費・給食費・修学旅行費等の学校教育にかかる費用について必要な援助を行う就学援助制度を設けています。

令和 3 年 4 月に大阪市立小・中学校の新 1 年生となる方を対象として、入学前に就学援助申請の受付・審査を行うことにより、就学援助の認定が決定した方には、入学準備補助金が入学前に支給されます。

援助を希望される方は「令和 3 年度(2021 年度)就学援助制度のお知らせ(早期 1)」や申請書の裏面をよくお読みいただき、申請の手続きを行ってください。

### 1. 申請に必要な書類

#### ①「令和 3 年度(2021 年度) 就学援助申請書 兼 世帯状況票」

「令和 3 年度就学援助制度のお知らせ」に記載の申請理由①～⑪から該当する番号をお選びください。

#### ② 申請理由を証明する書類 (申請理由⑪の方は不要です)

「令和 3 年度就学援助制度のお知らせ」に記載の『4.申請に必要な証明書類』を参考に提出してください。

#### ③ 振込先の預金通帳やキャッシュカード等のコピー

申請書の裏面を参考に、「金融機関名」・「支店名または支店コード」・「口座番号」・「口座名義(フリガナ)」が記載されている預金通帳等のページ(写)を提出してください。

### 2. 申請受付期間

令和 2 年 12 月 1 日(火)～ 令和 2 年 12 月 25 日(金)

※今回の「早期 1」申請は、新入学生で入学準備補助金を入学前に受領される方が対象となります。  
(新 1 年生以外は「早期 1」で申請できません)

※令和 2 年度に就学援助を受けておられた方も、毎年、申請書及び証明書類の提出が必要です。

### 3. 申請書類の提出先 (\*平林小学校へ提出してください)

申請書類には重要な情報が多く含まれています。**絶対にお子さんには持たせないでください。**

また、申請書の受付や書類の確認をより適正に行うため、お預かりした際に「受領書」を交付しますので、できるだけ保護者の方が学校事務室まで持参していただきますようご協力お願いします。

なお、どうしても来校できない場合は、下記まで郵送してください。

郵便事故防止のため、特殊郵便(特定記録や簡易書留等)での送付をおすすめします。

〒559-0025 大阪市住之江区平林南 2 丁目 6 番 48 号

大阪市立平林小学校 事務室 宛 (☎ 06-6685-8085)

### 4. お問い合わせ

就学援助の申請につきまして、ご不明な点は下記までお尋ねください。

教育委員会事務局 学校運営支援センター事務管理担当

(就学支援グループ) 【 ☎ 06-6115-7653 】

裏面もご覧ください

## 申請についての留意事項

### 【申請理由を証明する書類について】

「令和 3 年度就学援助制度のお知らせ」の『 1. 援助を受けられる方 』の表、または「就学援助申請書兼世帯状況票」(＝申請書)の裏面をよく読んで、申請書とあわせて提出してください。

#### 申請理由が①の場合

生計を一にする世帯全員分(平成 15 年 4 月 1 日以前に生まれた方)の所得を証明する書類が必要になります。  
ただし、被扶養者の方の証明は不要です。  
なお、確定申告書の写しや源泉徴収票の添付は不可となっていますのでご注意ください。

#### 申請理由が①・④・⑤・⑧でひとり親家庭の場合

申請者に配偶者がいないことを証明する書類が必要になります。  
(「令和 3 年度就学援助制度のお知らせ」の 2 ページ参照)

#### 申請理由が⑦の場合

新型コロナウイルス感染症特例による貸付を申請中の方で、決定通知書がお手元に届いていない場合は、「就学援助申請書」のみ先に提出してください。証明書類の提出は後日でも構いません。

### 【入学準備補助金】

小学校新 1 年は 51,060 円、中学校新 1 年は 60,000 円を支給します。

(※支給額は令和 2 年度の内容です。令和 3 年度から変更となる場合があります。)

なお、生活保護を受けている方で、生活保護から入学準備金が支給される場合は、就学援助費からの入学前支給はありません。

### 【就学援助費の振込口座について】

申請者と同一名義の口座のみに限ります。(子どもの名前前の口座には振り込みできません。)

中学校でも、学校徴収金は、ゆうちょ銀行からの口座振替により納入していただくことになります。  
できるだけ徴収金届出口座(ゆうちょ銀行)による受け取りをお願いします。

### 【審査結果について】

認定・否認定の審査結果は、令和 3 年 2 月末頃に教育委員会より郵送されます。

### 【その他】

・「早期 1」申請は、新入学生で入学準備補助金を入学前に受領される方が対象となります。  
新 1 年生以外は「早期 1」で申請できませんので注意してください。  
(今回この制度を希望しないで、3 月以降に申請することも可能です。)

なお、4 月から新 1 年生と同じ学校に通うきょうだいがおられる場合は、今回あわせて申請していただくことも可能です。  
申請書中段にある「新 1 年生と同じ学校のきょうだい用」欄にきょうだいの名前を記入し、支給方法を選択してください。  
きょうだい分の申請については「早期 2」申請として取り扱い、認定・否認定の審査結果は、令和 3 年 5 月末頃となります。

・今回お知らせしている「早期 1」以外にも 3 月以降に申請を行う「早期 2」・「一般 1」・「一般 2」・「随時」があります。  
これらの案内につきましては、入学説明会でお配りします。  
なお、「早期 1」・「早期 2」・「一般 1」・「一般 2」の年間支給額については、いずれの申請区分でも同じです。

・市外への転居や国立・私立学校受験などにより、大阪市立の小・中学校に入学しない可能性がある場合は、今回の申請は行わないでください。